

霧島市学校給食運営審議会条例の一部改正について

霧島市学校給食運営審議会条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月18日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例

霧島市学校給食運営審議会条例（平成18年霧島市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第7条中「教育委員会保健体育課」を「教育委員会学校給食課」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成26年4月1日付けの組織改正に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。